

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

滋賀国民年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月から同年9月まで
会社を退職したので、国民年金に加入し、妻の保険料と一緒に納付してきた。妻の国民年金保険料は任意加入当時から未納が無いのに、私の国民年金保険料は、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の昭和59年4月、同年5月及び申立期間後の同年12月以降の保険料を現年度納付し、58年10月から59年3月までの保険料並びに申立期間直後の同年10月及び同年11月の保険料を過年度納付していることが確認でき、これらの保険料納付済期間の間である申立期間についても保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額記録を、平成5年8月から同年11月までは53万円、8年7月から9年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から同年12月31日まで
② 平成8年7月1日から9年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与とは異なる金額に引き下げられていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成5年8月、同年9月及び同年9月2日付けで処理された同年10月の定時決定において、53万円と記録されていたところ、同年10月8日付けで、同年10月の定時決定を取り消し、同年8月1日まで遡^{そきゅう}及して30万円に記録訂正され、事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年12月31日）まで継続していることが確認できる。

申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成8年7月から同年9月までの期間及び同年9月26日付けで処理された同年10月の定時決定において、41万円と記録されていたところ、9年5月20日付けで、8年10月の定時決定を取り消し、同年7月1日まで遡及して9万2,000円に記録訂正されていることが確認できる上、9年9月11日付けで、再び、8年10月の定時決定を41万円と処理したことが確認できるところ、その記録を9年9月17日付けで取り消し、同年9月29日付けで8年10月1日まで遡及して9万2,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、厚生年金保険料等を滞納していたため、標準報酬月額を引き下げを行ったことを証言している上、B年金事務所が保管する資料から、当時、同社が厚生年金保険料を滞納していた事情が認められる。

さらに、申立人はA社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるものの、当時の他の取締役は、「申立人はCとしてDに従事しており、社会保険事務には関与していない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年10月8日、9年5月20日及び同年9月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年8月から同年11月までは53万円、8年7月から9年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和63年7月21日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年7月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場から同社本社へ転勤した時、申立期間の加入記録に空白がある旨の回答をもらった。

本件の申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することは無く、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、私の誤った記録が、妻の国民年金第3号被保険者記録にも影響を及ぼすと年金事務所で説明を受けたため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B工場において、昭和63年7月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社本社において同年7月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録、企業年金連合会発行の厚生年金基金の加入記録及びC健康保険組合の回答から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和63年7月21日にA社B工場から同社本社に異動）していたことが確認できることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を同年7月21日に訂正することが必要である。

滋賀厚生年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年11月から11年9月までを34万円、同年10月から13年3月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から13年4月1日まで
標準報酬月額の記録を見ると、平成8年11月から給与が9万8,000円へ大幅に引き下げられているが、実際には、退職する13年3月まで毎月約34万円程度の給与を受け取っていた。
このことは、源泉徴収票や銀行預金通帳により確認できるので、申立期間について記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成10年1月から同年12月までの期間及び12年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された10年分及び12年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額により、申立人は、10年1月から同年12月までは34万円、12年1月から同年12月までは28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成8年11月から9年12月までの期間及び11年1月から同年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年11月から9年12月までは34万円、11年1月から同年9月までは36万円と記録されていたところ、11年9月6日付けで、8年11月1日まで遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる。この届出を行ったことについて、事業主は不明としているが、申立人から提出された預金通帳の写し、並びにA銀行B支店から提出された「要払性預金取引明細表兼残高明細表（通知預金除く）」に記録されている当該期間の給与振込額及びその前後の期間の給与振込額から判断して、申立人は、8年11月から9年12月までの期間及び11年1月から同年9月までの期間は34万円、同年10月から同年12月までは28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、平成13年1月から同年3月までの期間については、上記の預金通帳の写しにより、当該期間の給与振込額に、直前期間の給与振込額と比べて大きな変化が確認できないことから、申立人は、当該期間においても引き続き、直前月（平成12年12月）と同額（28万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の源泉徴収票、預金通帳の写し等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該源泉徴収票、預金通帳の写し等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年5月から14年6月までの期間を14万2,000円、15年4月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月21日から15年5月20日まで

A社に勤務していた申立期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額より、給与明細書に記載された報酬月額の方が高いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年5月から14年6月までの期間（ただし、平成11年6月、同年7月、同年9月、12年4月、同年9月及び13年8月を除く。）及び15年4月については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成10年5月から11年7月までは11万8,000円、同年8月から14年6月までは9万8,000円）を超える報酬月額（14万2,520円から18万4,525円）の支払を受け、10年5月については、報酬月額に基づく標準報酬月額（14万2,000円）に見合う厚生年金保険料（1万2,318円）を、同年6月から14年6月ま

については、報酬月額に基づく標準報酬月額（15万円から18万円）より低い標準報酬月額（14万2,000円）に見合う厚生年金保険料（1万2,318円）を、15年4月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）を超える報酬月額（16万6,250円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円）より高い標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料（1万2,318円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成11年6月、同年7月、同年9月、12年4月、同年9月及び13年8月の標準報酬月額については、申立人が提出した前後の期間の給与明細書及びA社の同僚が保管している給与明細書において、申立期間の保険料控除額が同額であることが確認できることから、当該期間においても同額の保険料を控除されていたと推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成10年5月から14年6月までを14万2,000円、15年4月を17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成14年7月から15年3月までの期間については、給与明細書により、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料（1万2,318円）に見合う標準報酬月額（14万2,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成14年7月から9月までは15万円、同年10月から15年3月までは14万2,000円）に比べ同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成10年5月から14年6月までの期間及び15年4月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人及び同僚が保管している給与明細書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月30日から同年9月1日まで

昭和45年5月1日に親族の経営するA社に入社し、51年8月31日まで正社員として在籍し、同年9月1日付けで同じ親族の経営するB社に転籍した。ところが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の社会保険事務担当者が不慣れであったため、喪失日を誤って届け出たものと思う。A社は保険料支払の意思があるようなので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(昭和51年9月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年7月のオンライン記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンラインの記録どおり、資格喪失日を昭和51年8月30日として誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月から14年4月までの標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年5月から15年3月までは13万4,000円、同年4月から同年7月までは17万円、同年8月及び同年9月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月1日から14年5月1日まで
② 平成14年5月1日から18年1月1日まで

国が記録しているA事業所及びB事業所に勤務していた期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額が、実際に支給されていた給与月額及び保険料控除額と相違している。実際に支給されていた給与月額又は給与から控除されていた厚生年金保険料額に基づいた年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否

を判断することとなる。

申立期間①のA事業所における標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のB事業所における標準報酬月額については、当該期間のうち、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成14年6月から同年11月までの期間及び15年1月から同年3月までの期間は13万4,000円、同年4月から同年7月までは17万円、同年8月及び同年9月は12万6,000円に訂正することが妥当である。

また、給与支給明細書の提出は無いものの、その前後の期間の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成14年5月及び同年12月の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が社会保険事務所に提出した平成15年度、16年度及び17年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、申立人に係る報酬月額が11万8,000円、標準報酬月額が11万8,000円と記載されていることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、申立人が所持する給与支給明細書にある平成15年10月、16年3月から同年6月までの期間及び同年9月については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間②のうち、平成15年11月から16年2月までの期間、同年7月、同年8月及び同年10月から17年12月までの期間については、給与

支給明細書の提出が無く、B事業所は現在休業状態であり、現在の取締役及び当時の代表取締役に照会したところ、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は廃棄している。当時の申立人の給与額や保険料控除額等に係る事務処理等のことは覚えていない。」と回答しており、申立人に係る当該期間の保険料控除額及び報酬額について確認できないほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの期間及び同年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

昭和53年3月に短期大学を卒業し、同年4月の就職時に、周りの人から20歳になったら国民年金に加入し保険料を払っておかないと将来年金を受給できなくなると聞き、父親にお金を出してもらい、52年7月から53年3月までの保険料をA町役場で納付し、それ以降の分は55年11月に結婚するまでB市役所で納付していたのに、申立期間について納付記録が無い。きちんと払っていた記憶があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に短期大学を卒業し、同年4月の就職時に、周りの人から20歳になったら国民年金に加入し保険料を払っておかないと将来年金を受給できなくなると聞き、申立人の父親にお金を出してもらい、申立期間①の保険料をA町役場で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年9月にA町で払い出されており、53年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の国民年金法では、大学生等は任意加入であり、当時、短期大学生であった申立人は、当該期間については、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得し、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間②の保険料をB市役所で納付していたと主張しているが、当該払出時点では、当該期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から56年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたが、国民年金保険料を納めていないのに、税金の確定申告時に、国民年金保険料を控除したため、税務署から税理士を通じて、2年分の保険料を納めるようにとの指示があり、母親又は税理士が申立期間の国民年金保険料をまとめて納めてくれたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、適用漏れ対象者として昭和56年5月18日に、他の217人と共に一斉に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、その母親又は会計事務所の職員が、税務署の指示で申立期間の国民年金保険料をまとめて納めたと主張しているところ、A税務署の担当者は、「当時の資料が無いため、実際にどのような処理がなされたのか不明であるが、通常、保険料の納付を指示することは無く、社会保険料控除についての修正申告を指示することになる。」と回答している。

さらに、申立人自身は保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付したとする申立人の母親及び会計事務所の職員は既に死亡していることから、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、その兄の記憶として、その母親が、母親自身の国民年金保険料の滞納に対する督促状を受け取り、銀行で約19万円を振り込む際に、「申立人の時より、私の方が納める金額が多かった。」と言っていたことから、申立人分として一括納付した保険料は14万円から15万円であったのではないかと主張している。しかし、オンライン記録によると、母親がまとめて

納付した保険料の月数は最長で3か月分であり、約19万円を一括納付したことをうかがわせる記録は見当たらない上、申立人の申立期間の国民年金保険料額は8万4,840円であり、その主張する保険料額は実際の保険料額と乖離^{かいり}しており、申立人の記憶を裏付ける周辺事情もうかがわれない。

加えて、申立人の母親又は会計事務所の職員が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私の所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和54年4月1日と記されており、保険料の納付もしないで年金手帳だけもらえるとは考えられない。加入手続や保険料納付は父親がしてくれたのでよく覚えていないが、保険料の納付はA町役場でしていたように思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年10月13日に払い出されていることが確認できる。このことから、当該払出時点において、54年4月1日にさかのぼって資格取得したことがうかがえるが、申立期間の国民年金保険料は過年度の保険料となり、役場窓口では納付できず、ほかに申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当時、申立人と同居していた申立人の妹も、申立期間の保険料の納付記録は申立人と同様に未納である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は高齢であり、記憶も曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 8 月から 12 年 9 月まで
② 平成 12 年 10 月から 17 年 9 月まで

申立期間①は、A社のBの現場で、Cとして勤務していた。また、申立期間②は、D社においてC、Eとして勤務していた。

いずれの期間についても厚生年金保険の加入記録が無いため、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた上司について、A社に照会したところ、同姓の者が勤務していたと回答していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所、又はその下請事業所等に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社F支店の担当者は、「申立人の名前は、当社の所属歴に無いことから、当社との間で雇用関係が成立していない。また、当時の責任者にも聞いたが、現場は多数の業者が出入りするため、下請事業所等における在籍についても確認できない。」と供述している。

また、A社のグループ企業であるG社も、「平成8年4月から同年7月までの期間及び10年10月から同年12月までの期間について、申立人が当社の現場においてC業務に従事した記録があるが、いずれもBの現場ではない上、業務委託契約に基づくものであるため、社会保険には加入させていない。」としている。

さらに、A社が加入していたH厚生年金基金は、「申立人が当基金の加入員であったことがうかがえるような事実はない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできな

かった。

申立期間②については、申立人の採用事務を担当したとするD社の元上司は、「申立人については、現地雇用のアルバイトとして採用した。」と供述している。

また、D社の破産管財人も、「申立人は現場対応のパートタイマーと思われ、社員登録されておらず、厚生年金保険料や健康保険料も控除されていない。」と供述している。

さらに、D社が加入していたI健康保険組合は、「申立人が組合員であった記録は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から24年5月2日まで

国（厚生労働省）の記録では、A事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和24年5月2日となっている。しかしながら、22年8月1日から正式採用されて勤務をしているので、この期間の記録が抜け落ちているのは納得できない。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な供述、同僚等の証言及びA事業所から提出された当時の職員の採用記録により、申立人が申立期間中にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料や証言を得ることができない上、当時の同僚等からも申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除に関する証言を得ることができなかった。

また、i) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和24年5月2日に資格取得した者は申立人以外に6人いるが、上記の採用記録を見ると、その全員が当該事業所に採用された日が資格取得日より前であり、申立人が主張する採用日（昭和22年8月1日）より前に採用された者もいること、ii) 同被保険者名簿に記載されているほかの被保険者についても、資格取得日が上記の採用記録による採用日と異なる者が大半であること、iii) 上記の採用記録により当該事業所に採用された者であっても、同被保険者名簿に氏名の記載が確認できない者が散見されることから、事業主は、申立期間当時、理由は明らかではないが、必ずしもすべての職員を対象に厚生

年金保険の加入手続を行っていたとは言えず、加入手続が行われた者についても、採用と同時に資格取得の手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人と同じ資格取得日である同僚の一人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と同じ「昭和 24 年 5 月 2 日」であることが確認できる。

なお、申立期間において、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年8月まで
② 昭和23年11月から25年4月まで
③ 昭和25年5月から28年10月まで

申立期間①は、A事業所に正職員として勤務し、Bとして従事した。退職後、失業保険をもらった記憶がある。申立期間②は、C市DのE社F支店に正社員として入社し、Gに従事した。その時に厚生年金手帳を作ってもらったと思う。申立期間③は、C市HのI社に正社員として入社し、Jの仕事に従事し、C市内での仕事のほか、K県のL事業所の下請けとして全国各地へ仕事に行っていた。申立期間①、②及び③について給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、E社及びI社の厚生年金保険番号は、現在の基礎年金番号と異なるものだったと思うので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の人事記録により、申立人が昭和21年4月3日から同年11月30日まではA事業所において事務員として勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、30年1月1日であることから、申立人は当該期間には厚生年金保険の適用が無かったと考えられる。

申立期間②について、申立人の供述内容及び同僚の証言から、時期は特定できないものの、申立人がE社F支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E社F支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録では昭和25年7月1日となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時にE社F支店で勤務していたと考えられる同僚等10人に照会し、そのうち4人から回答を得たが、申立人の勤務実態についての証言は得られなかった。

なお、申立人の記憶が明確ではないことから、E社F支店での勤務が申立期間③の後である可能性も考えられるため、同期間も含めて調査を行ったが、既に当該事業所は適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

申立期間③について、申立人の供述内容及び同僚の証言から時期は特定できないものの、申立人がI社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、I社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた者を含めた同僚等12人に照会したところ、4人から回答が得られ、このうち1人は、「申立人は、日雇いのM又はNであったと思う。」と回答しており、申立人は他の社員とは異なった働き方であったことがうかがえるが、当時の厚生年金保険の取扱いについては確認できず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A事業所、E社F支店及びI社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 24 日から 20 年 3 月まで
② 昭和 21 年から 24 年 10 月 1 日まで

昭和 18 年 10 月 1 日から 20 年 3 月の A 空襲により B 方面へ疎開するまで、C 社に勤務し厚生年金保険に加入していたのに、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が 19 年 8 月 24 日から無いため、調査して記録を訂正してほしい。

また、終戦後の昭和 21 年ごろから B 市内の D である E 事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 24 年 10 月 1 日となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C 社は、「C 社に係る関係資料は、昭和 27 年に焼失したため、申立期間当時の申立人の勤務実態等は不明である。」と回答している。

また、当時の同僚 6 人に照会したところ、回答のあった 3 人とも、「申立人を知らない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態等について、証言を得ることはできなかった。

なお、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が C 社において昭和 18 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、19 年 8 月 24 日に資格を喪失していることが確認でき、これはオンライン記録と一致する。

申立期間②については、当時の同僚の証言、及び申立人の子の出生地記録が

E事業所の所在地と同じであることから判断すると、時期は特定できないものの、申立人が昭和23年からE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者にも連絡が取れないため、申立人の当該期間に係る社会保険の取扱いについての証言を得ることができなかった。

なお、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人がE事業所において昭和24年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。